

改正

平成29年3月30日告示第70号
平成29年11月20日告示第238号
平成30年3月29日告示第75号
平成30年8月1日告示第211号
平成30年9月13日告示第251号
令和元年8月16日告示第258号
令和3年5月21日告示第168号
令和4年9月30日告示第325号
令和6年3月29日告示第97号
令和6年5月27日告示第188号

檜原市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号事業実施要綱

檜原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年檜原市告示第88号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する事業（以下「第一号事業」という。）の実施に関し、他の規則及び要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 居宅要支援被保険者 要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受ける者をいう。

（2） 事業対象者 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語は、法、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）及び檜原市第一号事業の人員、設備及び運営並びに第一号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱（平成27年檜原市告示第285号。以下「第一号事業基準要綱」という。）で使用する用語の例による。

（事業内容）

第3条 第一号事業の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 第一号訪問事業
- （2） 第一号通所事業
- （3） 第一号生活支援事業
- （4） 第一号介護予防支援事業

（対象者）

第4条 第一号事業（第一号介護予防支援事業を除く。以下この項において同じ。）の対象者は、居宅要支援被保険者及び事業対象者のうち、介護予防支援又は第一号介護予防支援事業により第一号事業の利用が必要と認められた者とする。

2 第一号介護予防支援事業の対象者は、居宅要支援被保険者（指定介護予防支援を受けている者を除く。）及び事業対象者とする。

（第一号事業支給費及び利用者負担）

第5条 法第115条の45の3第2項に基づき法施行規則第140条の63の2第1項第3号に規定する第一号事業支給費（通所型サービスCを除く。）は、市長が別に定める単位数に第6条に規定する単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に100分の90を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）とする。

2 第一号事業の利用者の所得の額が法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である場合（次項を除く。）について前項の規定を適用する場合においては、前項中「100分の90」とあるのは、

「100分の80」とする。

3 第一号事業の利用者の所得の額が法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である場合について第1項の規定を適用する場合においては、第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

4 前2項の規定にかかわらず、訪問型サービスC及び第一号介護予防支援事業に係る第一号事業支給費については、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の100」とする。

5 通所型サービスCに係る利用者負担額は、1回当たり200円とし、通所型サービスCに係る第一号事業支給費は、市長が別に定める単位数に第6条に規定する単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）から利用者負担額を除いた額とする。

第5条の2 介護職員処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を算定するにあたっては、介護職員の賃金の改善等を実施しているものとしてあらかじめ市長に届出なければならない。

（1単位数当たりの単価）

第6条 第一号事業支給費の算出に係る1単位数当たりの単価は、次に掲げる第一号事業の区分に応じてそれぞれ定める額とする。

- （1）訪問型サービスA 10.21円
- （2）訪問型サービスC 10.00円
- （3）通所型サービスA 10.14円
- （4）通所型サービスC 10.00円
- （5）第一号介護予防支援事業 10.21円

（支給限度額）

第7条 第一号事業支給費の支給限度額の算定は、法第55条の規定の例によるものとし、次に掲げる第一号事業の利用者の区分に応じてそれぞれ定める単位数を用いるものとする。

- （1）事業対象者 5,032単位
- （2）要支援認定の結果が要支援1である者 5,032単位
- （3）要支援認定の結果が要支援2である者 10,531単位

2 前項の規定にかかわらず、利用者の状態により市長が特に必要と認めた場合は、前項第1号中「5,032単位」とあるのは「10,531単位」とする。

3 第一号事業支給費の支給限度額の算定対象となる事業は、訪問型サービスA及び通所型サービスAとする。

4 前項の支給限度額を算定する場合においては、介護職員処遇改善に係る加算は算定に含めないものとする。

5 第一号事業の利用者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、第一号事業及び予防給付の限度額を一体的に算定するものとする。

（指導及び監査）

第8条 市長は、第一号事業の適切かつ有効な実施のため、第一号事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、第一号事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月30日告示第70号）

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成29年11月20日告示第238号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成30年3月29日告示第75号）

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（平成30年8月1日告示第211号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の実施前の利用に係る第一号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月13日告示第251号）

この要綱は、平成30年10月1日から実施する。

附 則（令和元年8月16日告示第258号）

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から実施する。
2 この要綱の実施前のサービスの利用に係る第一号事業支給費の支給限度額に係る単位数及び第一号事業支給費に係る単位数については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月21日告示第168号）

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から実施する。
2 この要綱の実施前のサービスの利用における第一号事業支給費に係る単位数については、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月30日告示第325号）

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から実施する。
2 この要綱の実施前にこの要綱による改正前の橿原市第一号事業実施要綱第5条の2の規定によりなされた届出は、この要綱による改正後の橿原市第一号事業実施要綱第5条の2の規定によりなされた届出とみなす。

附 則（令和6年3月29日告示第97号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
2 この要綱の実施前のサービスの利用における第一号事業支給費に係る単位数については、なお従前の例による。

附 則（令和6年5月27日告示第188号）

この要綱は、令和6年6月1日から実施する。